

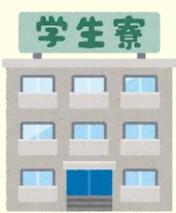
転入者の住宅や法人や個人の宿舎の固定資産税を免除します

「まちなか居住区域定住促進事業」のお知らせ

長岡市では、都市の活力を維持し、将来にわたり、市民の皆様が快適に暮らしてゆけるまちづくりを進めています。

本事業は、市外からの転入者を「まちなか居住区域」へ迎え入れて定住人口を確保し、生活サービスの維持や、安全・安心で住みやすい居住環境づくりを促進することを目的としています。

【概要】長岡市立地適正化計画で定めた「まちなか居住区域（又はその一部）」で、市外にお住まいの方が住宅を購入等した後に居住（転入届）された場合は、この住宅に係る固定資産税の1/2を3年間（子育て世帯は5年間）免除します。（長岡市立地適正化計画定住促進条例に基づく事業です。）

種別（条例第4条該当号）	概要
エリア1 ≪第1号≫ 市外にお住まいの方が、住宅を購入等をし、居住した場合	■対象住宅 専用住宅・併用住宅（居住割合 1/2 以上）が対象で、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 1 日までの間に、購入、新築、改築、増築、リフォームし、転入者が居住しているもの ■免除額 居住部分の床面積に係る税額の 1/2（上限：10 万円/年） ■免除期間 3 年間、子育て世帯は 5 年間 
エリア1 ≪第2号≫ 企業・学校・個人が、従業員用・学生用宿舎を購入等した場合	■対象住宅 従業員用・学生用宿舎（併用住宅の場合は居住割合 1/2 以上）が対象で、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 1 日までの間に、購入、新築、改築、増築、リフォームしたもの ■免除額 居住部分の床面積に係る税額の 1/2（戸建：上限 10 万円/年、戸建以外：上限 5 万円/年/戸） ■免除期間 3 年間 
エリア2 ≪第3号≫ 市外にお住まいの親族が、親世帯等の住宅を建替え等をし、多世代で同居した場合	■対象住宅 専用住宅・併用住宅（居住割合 1/2 以上）が対象で、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 月 1 日までの間に、購入、新築、改築、増築、リフォームし、親世帯と子世帯等が同居しているもの ※親世帯等が住んでいた土地に立地していること ■免除額 居住部分の床面積に係る税額の 1/2（上限：15 万円/年） ■免除期間 3 年間、子育て世帯は 5 年間 

※長岡市への転入届は、住宅の引渡しを受けた日以後の実際に居住した日から 14 日以内に届出てください。

なお、本事業の申請にあたっては、住宅の引渡し日が確認できる書類が必要です。

●申請方法や申請期限など、詳しい内容は、「市のホームページ」又は「パンフレット」をご覧ください。

お問い合わせ先

長岡市都市整備部都市政策課 新潟県長岡市大手通 2-6 フェニックス大手イースト内 大手通庁舎8階

電話：0258-39-2225 E-mail：toshisei@city.nagaoka.lg.jp

ホームページ：「長岡 定住促進」と検索

（裏面）対象エリア図

◆対象エリア

- ・ **エリア1**：緑で着色された範囲 (条例別表第2、第1、2号)
- ・ **エリア2**：青線で囲まれた範囲 (条例別表第1、第3号)

より詳細な区域図等は、長岡市のホームページでご確認いただけます。

